

西之表市こども計画 《概要版》



令和7年3月
鹿児島県 西之表市

計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっており、少子化進行の要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こういった子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年4月にこども基本法を施行し、地方自治体（市区町村）においては、こども基本法の規定により、国の「こども大綱」を踏まえた「こども計画」の策定が努力義務とされました。

本市では、平成27年に、子ども・子育て支援新制度に基づき「西之表市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」、令和2年に「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきました。

「第2期計画」が令和6年度に終期を迎えるに当たり、国の施策の動向、これまでの計画の実績や評価等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、新たに「西之表市こども計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく、「市町村こども計画」として、子ども・子育て支援法第61条「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第9条「子ども・若者計画」（任意計画）を網羅し一体的に策定します。

また、本市の最上位計画である「第6次西之表市長期振興計画」の分野別計画であり、関連する他の分野別計画との整合性を図りながら推進します。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。また、最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認を行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				改定			検証 見直し		
← 第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画 →				

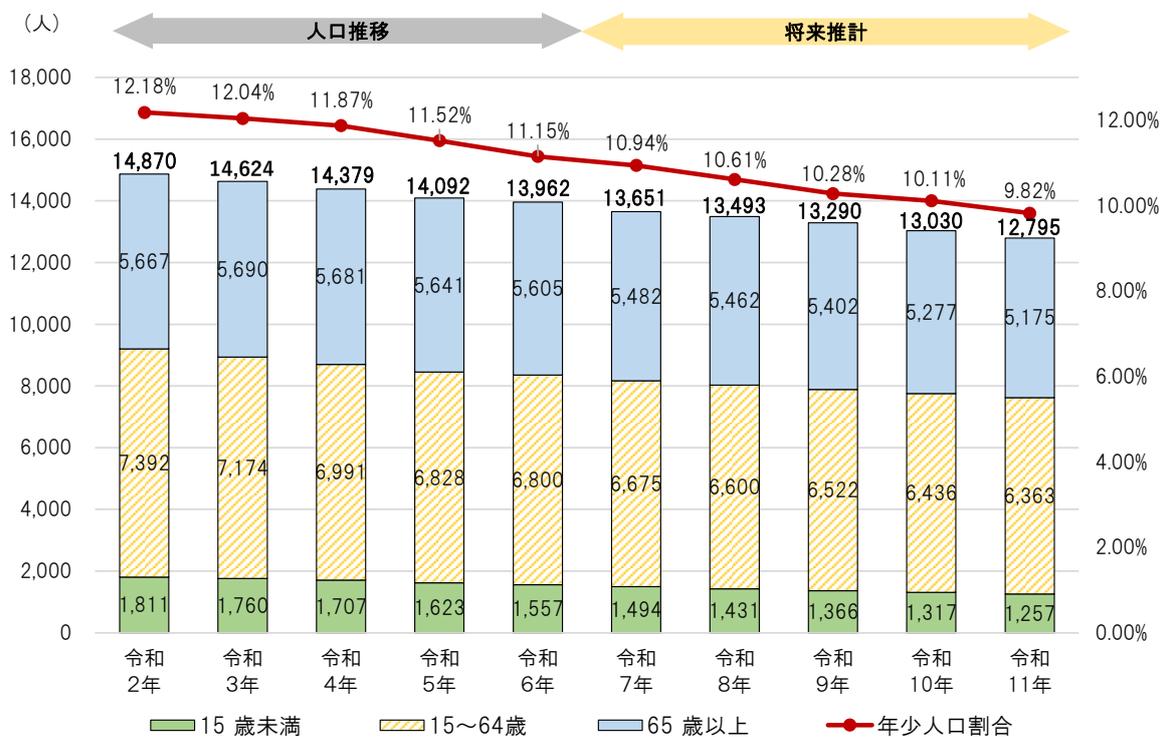
計画の対象

本計画は、妊娠期を含め子ども・若者自身のほか、子育て当事者やその家族、地域、学校、企業、各種団体、行政など社会全体を対象とします。

西之表市の子どもと家庭を取り巻く状況

人口の推移と将来推計

本市の人口は減少傾向にあり、令和6年は令和2年より、年少人口（0～14歳）が254人、生産年齢人口（15～64歳）が592人、老年人口（65歳以上）が62人の減少となっており、総人口では908人減少しています。



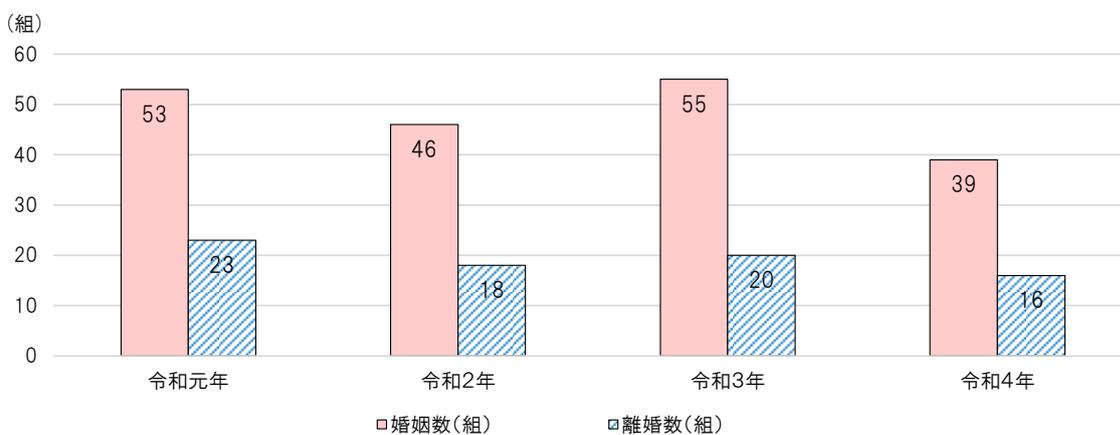
資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は西之表市独自推計。

数値は各年3月31日現在

婚姻数・離婚数の推移

本市の婚姻数は令和3年の55件をピークに減少しています。

離婚数は令和3年に20件と増加しましたが、令和4年には再び減少しています。



資料：鹿児島県「人口動態統計」

基本理念

本計画では、子ども・子育て支援事業計画で推進してきた「ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち」の基本理念を継承するとともに、こども基本法の趣旨を踏まえ、こども計画の基本理念を以下のように掲げます。

ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち

基本目標と施策の展開

基本目標1. すべてのこどもが尊重され、豊かな心を育み成長を支える環境づくり

施策の方向

- (ア) こどもの人権と権利を守る取組
 - 学校における人権教室や講演会の開催など、人権学習を通じたこどもの権利に関する理解促進
- (イ) こどもの貧困対策・ひとり親家庭への支援
 - 生活困窮世帯のこども等を対象にした学習・生活支援事業
 - ひとり親家庭の保護者に対する就労支援（高等職業訓練促進給付金等）
 - 生活を下支えする経済的支援（児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付等）
 - 要保護及び準要保護児童生徒への就学援助費の支給
- (ウ) 児童虐待防止対策の充実
 - 子ども家庭総合支援拠点運営事業
 - 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携・情報共有
 - 乳幼児健診時や子育て支援センターにおける相談支援
- (エ) 障がい児・医療的ケア児等への支援
 - 療育相談・巡回相談事業
 - 療育支援親子教室の開催
 - 教育・保育の支援（障がい児保育事業、特別支援教育等）
 - 療育支援ネットワーク会議における関係機関の情報共有・事例検討
 - 基幹相談支援センター及び児童発達支援センターにおける相談支援
 - よろ〜てファイル（療育支援のためのリレーファイル）の作成・活用
 - 医療的ケア児コーディネーターの配置
- (オ) いじめ・不登校・ヤングケアラー・ひきこもり等への支援
 - いじめ問題対策連絡協議会における関係機関の連携・情報共有
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる相談支援
 - 不登校の児童生徒の多様な学びの場・居場所の提供（教育支援センター等）
 - 民生委員・児童委員や家庭児童相談員との連携・活動支援
- (カ) こどもの心身の安全を守る取組
 - 交通安全・防災教育の推進
 - 地域におけるこどもの安全を守る取組の推進（こども110番の家等）
 - 青少年育成市民会議・青少年問題協議会等における関係機関の連携・情報共有
 - 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - 「いのちの授業」の実施

基本目標2. 安心してこどもを生ま育てることのできる環境づくり

- (ア) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - 母子の健やかな健康管理と成長のための健康診査の実施（妊産婦健診、乳幼児健診等）

- 離島地域不妊治療支援事業
- マタニティプラザの実施
- 伴走型相談支援事業
- 産後ケア事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）
- 子育て世代包括支援センター、子育て支援センターにおける相談支援

(イ) 幼児期の教育・保育の充実

- 教育・保育施設等給付費支給事業
- 一時預かり事業
- 教育・保育施設と家庭等の連携の推進
- 保育士等人材確保の取組（新規就業者への奨励金支給、施設等における求人活動への支援、保育補助者雇用に係る費用の支援等）
- 保育士等の労働環境改善の取組支援

(ウ) 教育環境の充実

- 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校との連携
- 思春期保健対策の推進（性及び命の大切さに関する教育）
- 食育の推進・普及啓発
- ICT機器の活用による学力向上の取組・情報リテラシー向上のための教育の充実

(エ) 共働き・共育ての推進

- 男女共同参画の視点による研修会の開催
- 育児休業制度や子育て支援に関する情報の提供
- ファミリー・サポート・センター事業

(オ) 子育てに関する経済的負担の軽減

- 幼児教育・保育の無償化
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給
- 子育て応援券の支給
- 高校生までのこども医療費給付（窓口無料化の実施）
- 離島地域こども通院費等支援事業（島外の医療機関での治療が必要な場合の交通費等助成）
- 学校給食費の無償化
- 小・中学校の入学祝金支給

基本目標3. こどもが健やかに成長できる環境づくり

(ア) こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実

- 地域子育て支援センター事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブの運営支援）
- 児童館管理事業
- ふるさとまなび～隊開催事業や鉄砲館コンシェルジュの実施

(イ) 地域で子育てを応援する環境づくり

- 保育所、幼稚園、認定こども園等での地域子育て支援活動の推進
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 地域の子育て支援ネットワークの構築

(ウ) こどもや若者が未来に希望が持てる環境づくり

- 高校魅力化支援事業
- 結婚祝金制度の創設
- かごしま出会いサポートセンター出張窓口の開設
- 高等教育機関等活用事業
- くらしサポートセンター等、各種相談機関の連携による相談支援

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられ、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度で、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

本市においても、平成27年に「西之表市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を、令和2年に「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育てに関する総合的な取組を進めてきました。

施設型給付と地域型保育給付

施設型給付	<input type="radio"/> 幼稚園 <input type="radio"/> 保育所 <input type="radio"/> 認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）
地域型保育給付	<input type="radio"/> 小規模保育事業 <input type="radio"/> 家庭的保育事業 <input type="radio"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="radio"/> 事業所内保育事業

支給認定制度

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前児童	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童	認定こども園 保育所 地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業

事業の名称	
<input type="radio"/> 利用者支援事業	<input type="radio"/> 地域子育て支援拠点事業
<input type="radio"/> 妊婦健康診査を実施する事業	<input type="radio"/> 乳児家庭全戸訪問事業
<input type="radio"/> 養育支援訪問事業・こどもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
<input type="radio"/> 子育て短期支援事業	
<input type="radio"/> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
<input type="radio"/> 一時預かり事業	<input type="radio"/> 時間外保育事業（延長保育事業）
<input type="radio"/> 病児保育事業	<input type="radio"/> 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
<input type="radio"/> 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	<input type="radio"/> 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
<input type="radio"/> 子育て世帯訪問支援事業	<input type="radio"/> 児童育成支援拠点事業
<input type="radio"/> 親子関係形成支援事業	<input type="radio"/> 妊婦等包括相談支援事業
<input type="radio"/> 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	<input type="radio"/> 産後ケア事業

計画の推進に向けて

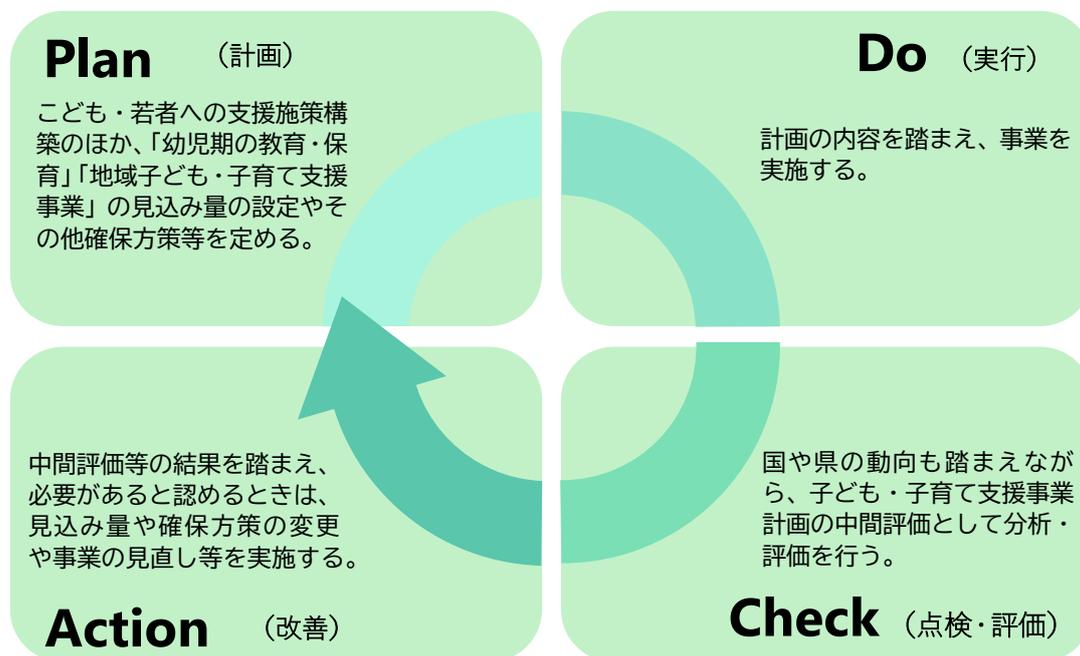
本計画は、西之表市のこども・若者・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境など様々な施策分野にわたるため、関係各課が連携し、全庁的に広く取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

計画の達成状況の点検及び評価

計画の進行管理に当たってはP D C Aサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、こども・若者・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果は「西之表市子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを検討します。





出産・子育てに関わる給付・助成



本市では、妊娠期から子育て期まで安心して子どもを生み育てるため、経済的負担の軽減を図る様々な制度があります。

名称	内容
子育て応援券支給事業	出生時、満1歳時、満2歳時に本市に住所を有する乳幼児の保護者の方へ指定店舗等で乳幼児の衣食等にかかる商品と交換することができる応援券を支給する事業です。
不妊治療支援事業	生殖補助医療に要した交通費・宿泊費の約3分の2を助成する事業です。
子ども医療費給付事業	西之表市に住所のある18歳(高校修了前)までの子どもが県内医療機関を受診した際に保険診療分の医療費を窓口負担なしで受けることができる事業です。
小児慢性特定疾患医療費の給付	18歳未満の方で特定の慢性疾患について医療費の自己負担分を助成します。
結核児童療育医療費の給付	結核にかかった子どもが入院した場合の医療費の自己負担分を助成し、学習用品・日用品の支給を行う事業です。
育成医療の給付	身体に障がいのある子どもで、障がい程度を軽くする確実な治療効果が期待できる場合、指定育成医療機関での治療費について助成する事業です。
未熟児養育医療の給付	体の発育や機能が未熟な状態で生まれ、特定の条件を満たす赤ちゃんの入院治療等にかかる保険診療分の医療費を助成する事業です。
日常生活用具の給付	障害児及び小児慢性特定疾病児に対し、日常生活を容易にするため、所得に応じ、日常生活用具の支給を行う事業です。
身体障害児への補装具の給付	身体障害者手帳を持つ障がい児に対して補装具の交付と修理を行う事業です。
遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成	「里帰り先から最も近い分娩取扱施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦」や、「ハイリスク妊婦であって西之表市から最も近い周産期母子医療センターで出産をする妊婦」に対し、交通費及び宿泊費の一部を助成する事業です。
母子父子寡婦福祉資金の貸与	母子家庭等の保護者に対し、経済的自立と生活意欲を助長するために低利又は無利子で貸付けを行う事業です。
離島地域子ども通院費等支援事業	島外の医療機関等へ通院等せざるを得ない子ども及び付添人1人を対象に、通院等に要した交通費・宿泊費の補助を行う事業です。
妊婦のための支援給付金	妊婦に対し、妊婦であることの認定後に5万円を支給し、その後、妊娠している子どもの人数×5万円を支給する事業です。

※妊婦健診や乳幼児健診、予防接種、各種訪問事業などについては、保健センターすこやか ☎ 24-3233 で実施しています。

※詳細については、西之表市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nishinoomote.lg.jp>



西之表市ホームページ
(子育て支援)

西之表市こども計画【概要版】

発行:西之表市

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

電話番号: 0997-22-1111 (代表) F A X 番号: 0997-22-0295